【庁議記録】

1 日 時 令和6年12月3日(火)午前9時16分~午前10時20分

2 場 所 市長公室

3 出席者 市長 副市長 教育長 企画財政部長

総務部長 市民生活部長 福祉保健部長 子ども家庭部長

環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長

幹 事 政策室長

4 欠席者

5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「狛江市第4次基本構想 後期基本計画(素案)に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について」及び審議事項2「第3期こまえこども・若者応援プラン(素案)に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について」は、狛江市総合基本計画策定庁内会議及び子ども・子育て支援事業計画推進本部会議で了承されたため、庁議においても了承します。続いて、審議事項3「狛江市地域防災計画(令和7年修正)(素案)に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について」の説明をお願いします。

部長 狛江市地域防災計画令和7年修正の素案について、11月26日庁議で各部に 確認を依頼したところ、主な意見は資料のとおりです。まず、震災編につい ては2点あります。資料1枚目を御覧ください。1点目は、第1部総則の第 8章にある協定機関等の一覧に3件を追加します。なお、事業所等との協定 は、今後も新たに締結等の変更が生じる可能性があるため、第2回防災会議 の前には改めて最新の状況を確認します。2点目は、第2部災害予防の第5 章情報通信の確保における現在の対策の状況についてです。市内のコミュニ ティラジオFM放送局との協定に関して、自動起動機能付き防災ラジオを個 別避難計画作成済みの希望者に配布している旨を追加しています。次に、風 水害編については、3点あります。1点目は、要配慮者及び避難行動要支援 者の定義に記述がなかったため、震災編にある定義を脚注として追加しまし た。2点目は、第2部災害予防の第2章水害・土砂災害予防計画にある都市 型水害対策について、「併せて、狛江市雨水流出抑制施設設置要綱に基づく 治水対策を実施する」としていましたが、本要綱に基づく実施事項が、前半 部にある「貯留・浸透施設などの流域対策」と重複しているため、「併せて」 以下を削除します。3点目は、下水道施設の整備目標値の修正です。10月に

出された狛江市雨水管理総合計画と整合性をとり、整備目標値を50mmから65 mmに修正します。

なお、風水害編に対する東京都の確認作業の回答は、まだ届いていません。 回答確認後、大きな修正が必要な場合は、速やかに報告します。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 報告事項2として挙げられている災害時における相互応援協定も、最終案 までに盛り込む予定ですか。

部 長 その予定です。

部長

市 長 富士山噴火への対策については都としても令和7年度検討し、次回改定で 盛り込む予定であるため、市としても次回の改定で検討してください。

> 他に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項4「地域 ポイントの導入について」の説明をお願いします。

> 地域ポイント・地域通貨のシステムについて、今年度のスマート東京事業 の中で導入が可能となったため、デジタルを活用した市のポイント事業につ いて地域社会DX部会の中で活用を検討し、DX推進委員会にて導入企画書 (案)を作成し、DX推進本部にて承認いただきました。資料2ページを御 覧ください。地域ポイントシステムの名称については、地域社会DX部会に おいて検討を行い、狛江市地域ポイント(通称「こまポ」)としています。 コンセプトは「市民一人ひとりの思いが繋がる、"狛江スタイル"の共助型 コミュニティ実現のツール」とし、地域ボランティア、健康、商業振興、環 境保護など様々な分野でのポイントの活用を通じて、デジタルを身近なもの とし、市民一人ひとりが助け合い、支えあう幸せを感じる"狛江スタイル" の共助型コミュニティの実現に寄与するものとしています。3ページはポイ ントの流通と画面イメージです。市が事業へ付与したポイントは協力店の商 品や提供サービスと交換できるようになります。 4ページを御覧ください。 令和7年度は実証事業として小規模で開始しますが、ポイントを先行的に導 入する領域としては健康領域や環境領域を想定しています。また、留意事項 としてポイント配布が目的ではなく、ポイント付与によって事業へ新たな付 加価値を持たせることとしています。5ページを御覧ください。システム自 体は令和6年度中に開発が終了し、テスト運用を経て、令和7年4月以降実 証実験を開始する予定です。また、令和7年10月を目途にスーパーアプリ機 能を有する「(仮称) 狛江・まちポータル」を正式リリースすることから、 このタイミングで地域ポイント機能をミニアプリとして組み込む予定です。 なお、6ページは地域社会DXでの検討内容を記載しています。現在、令 和7年度の実証事業に向けた準備を進めているところですが、本企画書案の

内容について、審議をお願いします。

市 長 本件について、質問等ありますか。関連部署から補足説明があれば、お願 いします。

部 長 貯めたポイントとの交換商品については、市内の物産を利用いただきたい と考えています。地域通貨については、引き続き検討を進めていきます。

市 長 意見等なければ、案のとおり決定します。次に、報告事項1「第10回こま え初春まつりの実施について」を報告してください。

部 長 こまえ初春まつりは、狛江市前期基本計画推進プランの主要事業の取組に位置付けられており、1月12日に狛江市消防団出初式、どんど焼き等のイベントを中心に開催します。本イベントは平成27年1月から実施しており、今回で10回目となります。狛江多摩川ロードレース大会は別日程(1月19日)で開催されます。今回は、出店場所を多摩川河川敷に絞り、市内外のキッチンカー約15台を招き、「狛江deキッチンカーニバル」を行うほか、FC東京ふわふわドーム、輪投げコーナーの出展を行います。また、市インスタグラムアカウントをフォローした方の景品として、たこ揚げキットを配布する予定です。2025年最初の大きなイベントとなるため、職員もぜひ参加してください。

副市長 前回も議論になったが、キッチンカー出店にかかる費用についての整理は どうなっていますか。かわまちづくり計画の実証実験と整合を図る必要があ ると思います。

部 長 確認します。

市 長 続いて、報告事項2「災害時における相互応援に関する協定の締結につい て」を報告してください。

部 長 災害時における相互応援に関して、複数自治体による協定を締結しました。 今回、日頃から交流のある、駒澤大学卒業の首長により構成する駒澤首長会 の枠組みを活かし、8都道県10自治体による災害時相互応援協定を締結し ました。北は北海道芦別市から南は鹿児島県枕崎市まで、同時被災する可能 性が低い遠隔地の自治体を含む広域的な応援体制を整えることで、大規模災 害発生時、支援可能な自治体から被災自治体に対して応援を行うものとなっ ています。そのため、市の防災対応力の更なる向上に結び付くものと考えています。協定自治体間で調整し、12月3日にプレスリリースします。また、12月11日総務文教常任委員会協議会にて議会へ報告予定です。

- 市 長 懸念される災害の種類は10自治体で異なりますが、比較的災害は少ない自治体で締結しています。平時から交流がないと、連携できないため、平時からの情報共有を重視しています。実際締結自治体が被災した際の連絡は、被災自治体以外で幹事市を設定し、被災自治体と幹事市間での支援内容の調整を行うこととし、広域避難も見据えたものとなっています。続いて、報告事項3「狛江市職員の懲戒処分の標準例の改正について」を報告してください。
- 部長 この度、東京都や他団体の標準例を参考として、狛江市職員の懲戒処分の 標準例を改正しました。資料2ページを御覧ください。まず、一般服務関係 として、「入札談合等に関与する行為」を加えます。市が入札等により行う 契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合をそそのかす こと、事業者その他の者に予定価格等に関する秘密を教示すること又はその 他の方法により、当該入札等の公正を害するべき行為を行った場合は、「免 職又は停職」となります。次に「営利企業等の従事」を加えます。兼業の許 可を受けずに営利企業等に従事した場合、「免職、停職又は減給」となりま す。次に「違法な職員団体活動」を加えます。地方公務員法第37条(※争 議行為の禁止) 第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為 を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合、「停 職、減給又は戒告」となります。資料3ページを御覧ください。最後に公務 外非行として「誹謗中傷」を加えます。他人や市を誹謗中傷した場合(SNS 上への投稿等を含む)、「減給又は戒告」となります。また、内容に変更はあ りませんが、11月の道路交通法改正による自転車の飲酒運転関連の罰則強 化を踏まえ、分類「交通事故・交通法規違反関係」に「自転車を含む」の文 言を追記しました。自転車であっても、飲酒運転は「免職」、酒気帯び運転 でも「免職又は停職」となるため、改めて全職員が法令を遵守するようお願 いします。なお、本標準例は12月3日から適用するものとします。
- 市 長 本件について、質問等ありますか。
- 部 長 ハラスメントについて、記載されていない種類のハラスメントもありますが、苦情処理委員会に報告された内容については、何らかの処分があっても 良いかと思います。
- 部 長 苦情処理委員会へ報告された内容については、委員会でハラスメントに当 たるか判断された後に市長に報告されるため、そこで認定された場合は、標 準例に従って処罰されることとなります。

部 長 モラルハラスメントの場合は、どの例に当たるのですか。

部 長 パワーハラスメントに準じることとなりますが、内容によって戒告から免職までの間の処分を検討することとなります。

市 長 議会の場合はどうなりますか。

局 長 議員と市民の関係性はハラスメント条例には該当せず、罰則規定がないこ とから、議長からの注意とした事例があります。

市 長 続いて、報告事項4「再任用職員及び会計年度任用職員に対する年次有給 休暇の付与日数の誤りについて」を報告してください。

部 長 年次有給休暇については、労働基準法の定めにより、週の所定労働時間が 30 時間以上の職員においては、週の所定労働日数が4日以下であっても、週 の所定労働日数が5日のものと同じ日数を付与する必要があるところ、再任 用職員及び会計年度任用職員のうち一部の職員について、本来付与すべき日 数よりも少ない日数を付与していることが判明しました。具体的な対象職員 としては、再任用職員のうち週4日勤務の職員及び会計年度任用職員のうち週4日勤務かつ週30時間、週31時間勤務の職員です。対応としては、令和5年4月1日以降に付与した年次有給有給休暇について、再任用職員は12月3日に、会計年度任用職員は関係例規を改正した上で、令和7年1月を目途に、本来付与すべき日数を遡及して付与します。今後、このようなことがないよう、日頃から関係法令等について確認する等、再発防止に努めます。

市長本件について、質問等ありますか。

局 長 改正する例規は条例ですか。

部 長 規則となります。

市 長 続いて、報告事項5「第4期狛江市教育振興基本計画(狛江市教育大綱) (素案)に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について」を報告してください。

部 長 第4期狛江市教育振興基本計画につきましては、令和6年3月19日の庁 議で報告した改定に向けた方針に基づき、狛江市教育振興基本計画改定検討 委員会へ諮問し、5回の会議にわたり検討を行ってきました。この度、11月14日付けで検討委員会委員長から中間答申として、第4期狛江市教育振興基本計画(狛江市教育大綱)(素案)が提出され、11月21日に開催された教育委員会定例会及び総合教育会議において承認されたため、計画素案及びパブリックコメント等の実施について、報告します。検討委員会では、計画素案の策定に当たり、国や都の計画を参酌し、本計画のために実施した小中学生へのアンケートや関係団体へのヒアリング等の結果を参考に、策定中の市の後期基本計画や次期子ども・若者応援プランとの整合性を図り、検討を進めてきました。素案の2ページを御覧ください。(1)基本的事項として、

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5箇年としています。(2)計 画の位置付けとしては、教育基本法に規定する教育の振興のための施策に関 する基本的な計画となっており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 に規定する市の教育等における総合的な施策大綱も兼ねるものとなってい ます。次に、3ページを御覧ください。この度の計画改定に当たり、狛江市 教育委員会の教育理念及び教育目標も見直しています。 4ページから 11ペ ージまでは、第3期計画の取組状況と評価、狛江市の教育の現状と今後の課 題を記載しています。統計データについては、今後、一部最新の内容に修正 予定です。12ページを御覧ください。5つの基本方針の実現に向け、それぞ れ施策と施策展開の方向性を設定しています。基本方針1と2が主に学校教 育に関することになっており、基本方針1は、「子どもが自らの人生を切り 拓いていく力の育成」とし、基本方針2は、「子どもに寄り添った誰一人取 り残さない教育の推進」としています。基本方針3は、主に学校と地域の関 わり、学校を支える学びの環境整備に関することとなっており、「家庭・地 域・学校で子どもの学びを支える教育環境の整備」としています。基本方針 4は、主に生涯学習や社会教育に関することとなっており、「生涯を通じた 学びの充実とスポーツの推進」としています。基本方針5は、主に狛江の歴 史や文化の継承に関することとなっており、「歴史・文化への理解と継承」 としています。最後に33・34ページには、検討委員会と、計画策定のため に必要な事項を検討するために設置した庁内ワーキンググループの構成と これまでの検討経緯を記載しています。

次にパブリックコメント等の実施についてです。パブリックコメントは、12月15日から1月14日まで実施し、市民説明会を12月19日午後7時からと12月21日午前9時からの計2回開催します。結果については、検討委員会に報告の上、1、2月に予定している会議において、計画への反映等について検討し、最終答申を取りまとめる予定です。また、総務文教常任委員会協議会にて、議会へ情報提供します。本件は教育委員会定例会及び総合教育会議において承認されましたが、各部でも内容確認をお願いします。

市 長 パブリックコメントの実施について、FAXが含まれていないため、調整 してください。

その他ありますか。

部 長 期末・勤勉手当等の支給日についてです。12月1日を基準とする期末・勤 勉手当の支給日は、12月13日です。定例会で議決されたとおり、期末手当、 勤勉手当それぞれを0.1月分引き上げ、期末・勤勉手当合計で2.525月分 (年間4.85月分)となります。また、全職員について、令和6年4月に遡 って給料表を引上げ改定します。一般行政職員の12月13日支給予定の期 末・勤勉手当及び12月20日支給予定の給与は、改定後の給料表による支給とし、4月から11月までの給与及び期末・勤勉手当の引上げによる差額を1月31日に支給します。技能労務職員については、条例可決日の関係で、4月から12月までの給与及び期末・勤勉手当と引上げによる差額を1月31日に支給します。

市長他にありますか。

部 長 第 23 回多摩川流域郷土芸能フェスティバル及び第 8 回多摩川流域物産展の実施結果についてです。12 月 1 日に開催しました。まず、郷土芸能フェスティバルは、エコルマホールにて実施し、8 自治体に出演いただきました。多摩川流域自治体の郷土芸能を広める貴重なイベントを市民の皆様に知っていただく機会となりました。観覧者は、関係者含め 727 人の方に来場いただきました。次に物産展ですが、えきまえ広場にて実施し、9 自治体に参加いただきました。狛江からは狛江 GAP 研究会に、狛江ブランド農産物の直売を行っていただきました。物産展への来場者はおよそ 1,000 人程度でした。両イベントとも苦情やトラブル、事故等もなく無事に終了することができました。

市長他にありますか。

部 長 レバノン人道危機救援金の受付期間の延長についてです。イスラエルとガザの武力衝突激化の影響は周辺国に及んでおり、特に令和6年9月以降、レバノンでは武装組織とイスラエルの衝突が拡大し、人道状況は日に日に悪化しています。停戦の報道があるものの、引き続き、広く支援を呼びかけるため、当救援金については、日本赤十字社における受付期間が12月27日までとなっていましたが、令和7年3月31日まで受付期間が延長されたことにより、12月27日まで福祉政策課窓口に設置予定としている「レバノン人道危機救援金」募金箱も、現地の状況を鑑み、令和7年3月31日まで設置期間を延長します。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、12月10 日午前9時00分から開催します。